

## 事業評価書（事前）

事務事業名		企業におけるセクシュアルハラスメント相談体制整備に対する支援	
事務事業の概要	(1)目的	企業のセクシュアルハラスメント相談担当者がセクシュアルハラスメント相談に必要な知識と能力を身につけ、セクシュアルハラスメント相談を適切に対応できるようにする。	
	(2)内容	<p>セクシュアルハラスメントの防止のための事業主の配慮義務は、平成11年の改正男女雇用機会均等法で初めて規定されたところであり、日がまだ浅く、企業の相談担当者の相談対応のノウハウは習熟されていないことから、相談担当者に対する研修が必要であるが、研修用のテキスト等の開発が行われていないため、新たに開発した上で、企業に普及する。</p> <p>内容は、セクシュアルハラスメントの相談を受ける際の基本的な心構え、相談に当たっての被害者及び加害者とされた者の心理的な面での留意点、カウンセリング手法を用いたセクシュアルハラスメント相談の進め方、事実の確認方法、セクシュアルハラスメント問題解決のための具体的な対応方法等とし、セクシュアルハラスメント相談に適切に対応するために必要な専門的な知識・技術を習得できるものとする。</p> <p>なお、テキスト等は、業務指導用として作成するものであり、作成部数はテキスト1,000部、ビデオ350本を予定している。</p>	
		要求額	10百万円
	(3)達成目標	セクシュアルハラスメントが起きた時の問題点として、相談への対応をあげている、30人以上規模企業の約4割を対象に普及を図る。	
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 セクシュアルハラスメントが起こった時の問題点として相談への対応をあげる企業が多い。</p> <p>〔公益性〕 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策は、女性労働者が能力を十分発揮するための環境整備を図る上で重要な課題であり、雇用の分野における男女平等の実現を図るという点で極めて公益性が高い。</p> <p>〔官民の役割分担〕 企業での適切な相談窓口対応がなされることは、事業主の配慮義務として男女雇用機会均等法で規定されており、事業主による配慮義務履行に当たってその実効性を確保する観点から、企業内での相談体制整備についても国が実施すべきものである。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 地方公共団体は、女性の人権を確保するという観点からセクシュアルハラスメントについて啓発活動を実施している。国は行政指導を中心に均等法の履行確保を図っている。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 企業の相談担当者に対する研修用のテキスト等を開発し、全国の企業に普及させることは、コスト負担が大きく、民営化は困難である。また、研修用テキスト等を活用し、企業の相談担当者の資質の向上を図ることは、男女雇用機会均等法の施行業務と一体となって行われることが効果的であることから、民間の自主性にゆだねることは適切ではない。</p> <p>テキスト等の開発は、個々の事業主や労働者に日常的に接し、この問題に高い専門的知識とノウハウを有する団体に外部委託を行う。</p> <p>〔緊要性の有無〕 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する女性労働者等からの相談</p>	

	<p>は平成6年度に717件であったものが、平成12年度には5,883件と増加しており、企業における相談体制を整備することは緊要性がある。</p>
(2)有効性	<p>〔今後見込まれる効果〕          企業における相談担当者が適切に相談に対応し、実効あるセクシュアルハラスメント防止対策が講じられることとなる。          〔効果の発現が見込まれる時期〕          平成14年度に開発されたテキスト等により、企業の相談担当者に対する研修が実施された時点から、効果の発現が見込まれる。</p>
(3)効率性	<p>〔単年度の費用〕          (本事務事業が複数年度にわたる場合には後年度の合計も併せて)          10,175(千円)          テキスト及びビデオの開発は単年度限り。テキストの普及については継続して実施していく。          〔手段の適正性〕          企業の相談担当者がセクシュアルハラスメント相談に適切に対応する能力を習得するテキスト及びビデオを新たに開発し、それを広く企業に普及し、企業が活用することにより、効率的に多くの企業で適切な相談対応が可能となる。          〔効果と費用との関係に関する分析〕          テキスト及びビデオの開発・普及を行うことにより、一定の費用で比較的多くの企業においてそれらが活用され、実効あるセクシュアルハラスメント防止対策が講じられることが期待される。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	なし
関連事務事業	なし
特記事項	<p>〔各種政府決定との関係及び遵守状況〕          「男女共同参画基本計画」及び「男女雇用機会均等対策基本方針」において、国は、セクシュアルハラスメントの個別問題が生じた場合に適切な対応がなされるよう企業に対する支援を積極的に行うこととされている。          〔スクラップ・アンド・ビルドについての考え方〕          従来から実施しているセクシュアルハラスメント防止実践講習により、相談窓口の設置方法等、防止対策の形式的な整備についての情報提供を行ってきたが、相談担当者の資質の向上等、実質的な防止対策が整備されるよう、新たに企業における相談体制整備に対する支援を実施することとし、これに伴いセクシュアルハラスメント防止実践講習会事業経費を25,658(千円)削減する。</p>
主管課 及び関係課	(主管課)雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課